

# Toppa!ライフ 会員規約

## 第一章 総則

### 第1条（用語の定義）

この Toppa!ライフ会員規約（以下「本規約」といいます）において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

- |                 |                                                                                                                                                   |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 「会員」        | : 当社の「Toppa!ライフ」に加入するため、当社と会員契約を締結した個人をいいます。                                                                                                      |
| (2) 「会員登録申込者」   | : 当社に会員契約の申込をする者をいいます。                                                                                                                            |
| (3) 「会員登録情報」    | : 会員登録申込者または会員が会員契約に関連し当社に申告した自己に関する情報をいいます。                                                                                                      |
| (4) 「会員 ID」     | : 会員を特定するために、当社が会員登録を承認した人に発行する英数字からなる符号をいいます。会員サービスを利用するとき必要となります。                                                                               |
| (5) 「会員サービス」    | : 当社が別途定める「Toppa!会員規約」に基づく個別サービスとして、「Toppa!ライフ」の会員向けに当社がご提供するサービスをいいます。                                                                           |
| (6) 「個別規程等」     | : 本規約の他に、会員及び会員サービスに関する個別の規定、諸手続き、料金を定めた規程等をいいます。                                                                                                 |
| (7) 「会員契約」      | : 本規約に加え、個別規程等、更に当社が会員に通知するガイドライン（拘束力の生じる部分に限る）等、会員と当社との間で結ばれる会員サービスに関する拘束力ある全ての契約をいいます。                                                          |
| (8) 「会費」        | : 会員が支払うべき会費をいいます。                                                                                                                                |
| (9) 「当社」        | : 「株式会社ハイホー」のことをいいます。                                                                                                                             |
| (10) 「サービス実施企業」 | : 「出動サービス」を行なう企業をいいます。株式会社ライフデポまたはその委託先企業となります。「出動サービス」をご利用されることにより生じる出張料金・作業料金・部品代・交通費等の費用は、サービス実施企業またはその委託先から会員に直接請求され、会員はサービス実施企業等に直接お支払い頂きます。 |
| (11) 「出動サービス」   | : 会員に生じたトラブルを解決するためにサービス実施企業が会員宅を訪問し、修理などの作業を行なうことを言います。修理等のサービスは、サービス実施企業と会員間の直接の取引（契約）となります。出動サービスの内容は、別紙をご覧ください。                               |

### 第2条（本規約）

本規約は、当社が運営する「Toppa!ライフ」への加入申込、加入が承認された会員に提供される会員サービス、会員の義務など会員と当社との間の契約の内容について定めるものであり、Toppa!ライフの会員に適用されます。

### 第3条（本規約の範囲）

- 1 本規約は、別途の合意のない限り、当社と会員とのすべての関係に適用されます。また、第8条（会員への通知・連絡）第2項に規定する通知（会員に拘束力が生じる部分に限ります）は、本規約の一部を構成します。
- 2 当社は、個別規程等を別途定め会員に通知することがあります。この場合、個別規程等は会員契約の一部を構成するものとします。

- 3 会員は、本規約のほか個別規程等の会員契約に同意し、これに従うものとします。
- 4 本規約と個別規程等との間に矛盾が生じた場合、個別規程等が本規約に優先して適用されます。

#### **第4条（本規約の変更）**

当社は、会員の承諾を得ることなく、第8条（会員への通知・連絡）第2項に定める方法によって会員に事前の通知をすることにより、本規約を相当な範囲内で変更することがあります。変更の内容は、当社が定める発効日より効力が発生します。ただし、発効日の定めがないときは、第8条（会員への通知・連絡）第2項の通知を行った日より効力を生じます。

## **第二章 会員**

#### **第5条（会員の資格）**

会員登録申込者が、Toppa!ライフの会員となり、会員サービスを利用するには、下記の条件を満たすことが必要です。なお、法人は本規約に準じる内容にて当社と別途個別に契約を締結することにより会員サービスを受けることができます。

- (1) 当社、当社の関係会社、当社と販売委託契約のある会社の取次ぎにより、当社とインターネット接続サービス「Toppa!」の利用に関する契約を締結しているまたは締結する人。
- (2) 会員契約に同意の上、Toppa!ライフの会員となることを承諾する人。
- (3) 日本国内にお住まいの満18才以上の個人。ただし、満20才未満の方は、親権者の同意が必要です。

#### **第6条（会員登録の申込）**

- 1 「Toppa!ライフ」への入会を希望する人は、当社より会員サービスの内容を記載した資料・当社所定の申込書等の一式書類を、Toppa!のご利用の際に登録頂いた、または別途ご連絡頂いた住所・氏名宛に送付いたします。Toppa!の申込と同時に申し込まれるときは、会員サービスの資料も同時に送付いたします。
- 2 会員登録申込者は、会員契約に同意の上、申込書に会員登録情報を記載し、当社の「Toppa!ライフ会員サービスセンター」にご送付ください。なお、一人の個人が複数の会員契約を申し込むことはできません。
- 3 当社が必要と認めた場合には、会員登録申込者に本人確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポート等のコピー等）の提出または提示を求める場合があります。
- 4 当社は、次の場合、会員登録を承諾しないこと、または承諾を取り消すことがあります。なお、当社はその理由の開示を行いません。
  - (1) 会員登録申込の際の会員登録情報の申告に、虚偽の記載、不備があったとき、その疑いが濃厚であると当社が判断したとき
  - (2) 会員登録申込者が、会費の支払いを怠る恐れが濃厚であると当社が判断したとき
  - (3) 過去に、会員登録申込者が会員契約の違反により会員としての資格、会員サービスの全部または一部の利用を停止され、あるいは会員契約を解除されたことがあったとき
  - (4) 会員登録申込者が既に会員登録を済まされているとき
  - (5) 会員登録申込者が実在しないとき、あるいは実在しないと合理的に推定できるとき
  - (6) 会員登録申込者に、Toppa!会員規約に定める会員資格がないとき
  - (7) その他、当社が会員登録申込を承諾できないと判断したとき

#### **第7条（入会の承認、結果の通知及び会員ID）**

- 1 当社は、会員登録申込者の申込書の内容をもとに、当社内の必要な審査・手続きを経た後に入会を承認します。当社が、入会を承認した時点で会員契約が成立し、「Toppa!ライフ」の会員となります。
- 2 当社が入会を承認した会員には、会員IDとともに、入会のご通知を電子メールで送付いたします。

会員サービスを利用されるときは、会員 ID をお聞きします。

- 3 当社が入会を承認しない会員登録申込者には、その結果を、電子メール、郵送、電話その他当社の選択する方法にてご連絡します。当社は、入会を承認しない会員登録申込者の受けうる不利益について、何ら責任を負うものではありません。
- 4 第2項により通知した会員 ID を、会員は大切に保管・管理し、他人に開示してはいけません。会員 ID を用いた会員サービスのご利用は、当該会員 ID を保有する会員による利用及び行為とみなします。会員 ID が第三者に使用されたことによって当該会員が被る損害については、当社は、当社に責任がある場合を除き、一切責任を負いません。
- 5 会員は、会員 ID を忘れたとき及び第三者に使用されていることを知ったときは、速やかに当社にお申し出いただきます。

### 第8条（会員への通知・連絡）

- 1 当社が会員に対して通知または連絡を行うときは、会員登録情報に基づき、電子メール、郵便、電話、ファックス、訪問等の方法から当社が適切と判断した方法で行います。
- 2 当社が、会員全員に対する通知を行うときは、前項の方法に代えて、Toppa!ライフのウェブサイトにて告知・表示することをもって行うことができます。

### 第9条（会員登録情報の変更届出）

- 1 会員は、住所・氏名・電子メールアドレス・電話番号、会費の支払に用いる銀行口座・クレジットカードの番号もしくはその有効期限、その他当社へ届出た会員登録情報の内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行っていただきます。
- 2 前項の変更の届出がなかったこと、もしくは届出の遅滞により会員に不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。

## 第三章 会員サービス

### 第10条（会員サービス）

当社が、会員に提供する会員サービスの内容は、「別紙1：会員サービスの会費・内容等」の通りとします。当社は、会員サービスの内容について、会員に通知した上で、そのつど追加・変更、あるいは一部を終了することができます。

### 第11条（会員サービスのご利用）

- 1 会員サービスのご利用は、本規約・個別規程等に加え、Toppa!ライフのウェブサイト等に掲載した方法によります。
- 2 当社は、やむをえない事情が生じたときは、会員に事前の通知をすることなく、会員サービスの全部または一部の提供を一時的に中断することができます。

### 第12条（サービス実施企業）

- 1 当社の本サービスに関連し、サービス実施企業が提供する出動サービスは、株式会社ライフデポまたは株式会社ライフデポの委託先が、ウェブサイト（URL: <http://www.lifedepot.jp/> 及び [http://www.tp1.jp/mem/memb03\\_life.html](http://www.tp1.jp/mem/memb03_life.html)）上で提示する規程及び条件に基づき、会員と出動サービスを提供する会社との取引（契約）として成立します。
- 2 「出動サービス」をご利用されることにより生じる作業料・部品代・工賃・交通費等の実費は、サービス実施企業から会員に直接請求され、会員はサービス実施企業に直接お支払い頂きます。尚、出動サービスの参考料金は、当社のウェブサイトの該当箇所「サービス参考料金」（[http://www.tp1.jp/mem/memb03\\_life.html](http://www.tp1.jp/mem/memb03_life.html)）をご覧ください（参考料金であり、この料金で出動サービスを行なうことを保証するものではありません）。

### 第13条（会員サービスの委託）

当社は、Toppa!ライフの運営、会費の請求事務、その他会員サービスの運営を適切に行うため、当社業務の一部を、秘密保持を確認の上第三者に委託することができます。

## 第四章 会員の義務と責任

### 第14条（会費等）

- 1 会員は、Toppa!ライフの会員契約が成立した月の翌月から、会費（消費税を含む）を当社に支払う義務を負います。但し、当社の裁量で、当社のサービスとして課金開始時期を繰り下げることがあります。
- 2 会費は、定額の月額会費とし、Toppa!の月額課金に合算して、請求をさせていただきます。月額会費については、当月初日から当月末日までを1料金月とします。なお、月額会費の日割り計算はいたしません。
- 3 Toppa!ライフの会費は、「別紙1：会員サービスの会費・内容等」に定める通りとします。
- 4 会員契約の成立後は、本規約に別段の定めがない限り、当社は受領済みの会費の返金、または会員契約の終了するまでの月額会費の課金中止は行いません。

### 第15条（遅延利息）

会員は、会費について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払った日の前日までの期間について、法令に別途の定めのない限り、年14.5%の割合で計算した額を遅延利息として、当社所定の方法により支払うものとします。

### 第16条（会員サービス利用上の責任）

- 1 会員が、会員サービスの利用に関連して、第三者に損害を与え、または第三者との間で紛争が生じた場合には、当該会員の責任と費用で解決していただきます。但し、当社の故意・過失の場合は除きます。
- 2 会員が、故意または過失により、会員サービスとその利用に関連して、当社に損害を与えた場合は、当該会員はその損害を賠償していただきます。

### 第17条（会員の地位等の譲渡禁止）

会員は、会員としての地位、会員サービスを利用する権利及びその他会員サービスを通じて得た権利及び義務の全部または一部を、有償無償を問わず、第三者に譲渡、貸与、または担保に提供することはできません。

### 第18条（禁止事項）

会員は、会員サービスのご利用にあたり次の行為を行ってはけません。

- (1) 当社または当社の資産、もしくは法的利益を侵害する行為
- (2) 当社を誹謗中傷、差別し、あるいは当社の名誉・信用を毀損する行為
- (3) 会員サービスの全部または一部の運営を妨げる行為
- (4) 自己の会員IDを故意に他人に公開し、または第三者に利用させる行為
- (5) 他人（架空の者を含む）になりすまして、会員サービスを利用する行為
- (6) その他会員契約に違反する行為
- (7) 前各号に定める行為を助長する行為
- (8) 前各号に該当する恐れがあると当社が合理的基準に基づき判断する行為
- (9) その他、当社が不適切と判断する行為

## 第五章 個人情報の保護

### 第19条（個人情報の保護と利用目的）

- 1 当社は、会員の個人情報について、当社のウェブサイトに掲載している「個人情報保護方針」([http://www.tpl.jp/ci/ci\\_policy.html](http://www.tpl.jp/ci/ci_policy.html)) に則り、適切に取り扱います。
- 2 会員から提供された個人情報は、出勤サービスを会員に提供するため、秘密保持を条件として、サービス実施企業に提供されます。会員はあらかじめ、個人情報の提供について同意していただきます。
- 3 当社が、会員登録お申し込み時及び会員が会員サービスをご利用になる際において、会員登録情報及びその他の個人情報を利用する目的は、次のとおりです。
  - (1) 利用者の特定
    - [1] 会員登録申込者、会員及び会員サービス利用者を特定するため
    - [2] 会員サービスのご利用時に、ご利用者の個人認証・本人確認を行うため
  - (2) 会費等の請求
    - [1] ご本人確認、会費等、その他の料金のご案内・ご請求
  - (3) 電子メール・ダイレクトメールなどによる情報のご提供及びご通知・ご連絡
    - [1] 会員サービス提供条件変更のご案内、その他会員サービスの提供に係るご案内
    - [2] 当社のサービス等に関する情報（宣伝・広告を含む）、催し物の案内などのご提供
    - [3] その他、会員にご通知・ご連絡をするため
  - (4) その他の会員サービスの運営・ご提供
    - [1] 会員の会員サービスのご利用状況を把握するため
    - [2] アンケート調査・モニター調査を実施するため
    - [3] その他、当社が会員サービスを適切に運営・提供できるようにするため
  - (5) 商品・サービス等の企画、開発等
    - [1] 商品・サービス等を企画、開発するための情報収集を目的としたアンケート調査、モニター調査等の実施
  - (6) その他
    - [1] 個人情報の利用目的の変更に対するご通知をし、同意を得るため
    - [2] 会費等の未払い等会員の債務不履行の是正のために取る措置のため
    - [3] その他、別途会員から同意を得た範囲内で利用するため
- 4 会員の個人情報に関する、当社の担当部署、及び個人情報保護責任者は、「別紙2：Toppa!ライフ会員サービスセンター」のとおりです。
- 5 当社は、本条第3項に記載する利用目的の達成に必要な範囲内において、会員登録情報ははじめとする個人情報の全部または一部を、当社の業務を委託する第三者に通知することがあります。委託に際して、当社は個人情報保護が十分確保されている企業を選定し、個人情報保護の秘密保持契約を締結するなど、必要かつ適切な処置を実施します。
- 6 当社は、会員の個人情報を、秘密保持と厳格管理を確認のうえ、当社の関係会社（当社の親会社のグループ企業を含む）、当社の代理店、サービス実施企業およびその関係会社と共同して利用出来るものとします。
- 7 会員が、個人情報の利用目的の通知、自己の個人情報の開示、内容の訂正、追加または削除、若しくは利用または提供の中止を求める場合には、当社のウェブサイト上に表示するお問い合わせ窓口に対して、指定の方法に従ってお申し出いただくことができ、当社は速やかにこのお申し出に応じるものとします。会員による個人情報の利用または提供の中止手続きを行われた場合、会員サービスの全部または一部が利用できなくなることがあります。
- 8 当社及び個人情報の共同利用者は、収集した会員登録情報及びその他の情報をもとに、マーケティング調査・分析データ、会員サービスその他のサービスや商品等に関する利用や嗜好などの傾向分析データなど、会員個人が特定できない方法、形式に加工したものを作成し、これを自ら利用し、あるいは第三者に開示、提供等できます。

## 第六章 会員契約の終了

### 第20条（会員による会員契約の解約・退会）

- 1 会員は、会員契約を解約し、Toppa!ライフを退会しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して解約の意思表示を行うものとします。この場合、会員による解約の意思表示が当社に到達した日の属する月の末日を解約日として、会員契約の解約が成立するものとします。なお、会員は、解約日までの月額会費を支払わなければなりません。
- 2 会員が退会時に当社に対して会費等の未払債務を有している場合には、退会後もその債務から免れることはできません。

### 第21条（当社による会員契約の解除・終了）

- 1 当社は、会員が次の各号の一つに該当し、当社の指定する期間内にそれを解消または是正しない場合、または当社からの通知が会員に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
  - ①支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
  - ②本サービスの利用料金の決済に用いる会員の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
  - ③本サービスの利用料金の決済に用いる会員の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社にきた場合。
  - ④会員に対する破産の申立があった場合、または会員が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
  - ⑤本サービスの利用が第18条（禁止事項）の各号のいずれかに該当する場合。
  - ⑥会員が過度に頻繁に問い合わせを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸する等、当社の業務遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
  - ⑦前各号のほかにも本規約に違反した場合。
- 2 当社は、会員が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
  - (1) 会員が実在しない場合。
  - (2) 本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
  - (3) 会員の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合。
  - (4) 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手続が成年後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
  - (5) 会員への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
  - (6) 会員が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると当社が判断した場合。
  - (7) その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。
- 3 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その会員に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません
- 4 当社は、前各項に基づき、会員との利用契約が解約に至った場合、解約理由を解消または是正した場合であってもサービスの復旧または再申込みを受付けないことができるものとします。

### 第22条（会員死亡による処置）

会員が死亡した場合、会員契約は終了するものとし、当社と別途合意ができない限り、相続人は承継できないものとします。この場合において、当該会員の相続人等から第20条（会員による会員契約の解約・退会）に従った解約の申し出があったものとみなします。

## 第七章 その他

### 第23条（当社の責任）

- 1 会員契約に基づく会員サービスを履行しないことにより会員が損害をうけた場合、会員は、当社の債務不履行・不完全履行の直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、当社に対して、会員契約に基づき当社に支払った会費の金額の範囲内で損害賠償を請求することができます。
- 2 当社の故意または重大な過失により会員サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

### 第24条（当社の免責事項）

- 1 当社は、会員サービスの提供の遅滞、変更、中止または終了について、会員契約上の義務に関するものを除き、会員に対して責任を負わないものとします。
- 2 当社は、会員サービスの利用に関して会員に生じた損害について、当社に責任がある場合を除き責任を負わないものとします。
- 3 当社は、第三者の責に帰すべき事由によって、会員が会員サービスの全部または一部を利用できないことについて、責任を負わないものとします。

### 第25条（不可抗力）

- 1 当社は、次のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に会員サービスを中断することがあります。
  - (1) 会員サービス用設備機器（通信機器）等の保守を緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電等により会員サービスの提供ができなくなった場合
  - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により会員サービスの提供ができなくなった場合
  - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により会員サービスの提供ができなくなった場合
  - (5) 電気通信事業者等が自社のシステム保守を緊急に行う場合、または電気通信事業者の設備等に障害が生じた場合
  - (6) その他当社が運用上または技術上の理由から会員サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 当社は、定期的なシステムメンテナンスを行うため、事前に会員に通知した上で、システムの全部または一部を一時的に停止することがあります。
- 3 第1項各号もしくは前項のいずれか、またはその他の理由により会員サービスの提供の遅延または中断が発生したとしても、それに基づく損害に対して、本規約で特に定める場合を除き、当社は責任を負いません。

### 第26条（準拠法）

会員契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

### 第27条（協議）

会員契約、あるいは会員サービスに関して、会員と当社の間で問題が生じたときは、当該会員と当社との間で誠意をもって協議し、解決に努めるものとします。

### 第28条（合意管轄）

当社と会員との間の会員契約または会員サービスに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定：2010年1月 31 日

改訂：2012年7月 1 日

改訂：2014年4月 1 日

改訂：2014年6月 4 日

改訂：2017年3月13日

改訂：2019年6月1日

## 別紙1：会員サービスの会費・内容等

### 【1】月額会費：300円（税抜）

※金額はすべて税抜表記となります。税率の引き上げに応じて変更されます。

### 【2】会員サービスの内容

当社の行なう会員サービスの内容は以下の通りです。

- (1) 会員宅での下記のトラブルに関する電話相談（24時間365日対応）
- (2) 出動サービスの手配
- (3) 前二号に関連する電話サービス

### 【3】トラブルの種類

- ①PC ウィルスチェック（\*）
- ②カギのトラブル（\*\*）
- ③水まわりのトラブル
- ④ガラスのトラブル
- ⑤自動車のトラブル
- ⑥パソコンのトラブル
- ⑦バイクのトラブル
- ⑧屋根・瓦のトラブル
- ⑨ハウスクリーニング
- ⑩害虫駆除
- ⑪家電修理・取付

### 【4】出動サービス

会員より出動サービスの手配の依頼を頂いたときは、当社より、サービス実施企業に会員宅への訪問・出動を依頼します。サービス実施企業は、株式会社ライフデポ、またはその委託先企業となります。「出動サービス」をご利用されることにより生じる出張料金・作業料金・部品代・交通費等の費用は、サービス実施企業またはその委託先から会員に直接請求され、会員はサービス実施企業等に直接お支払い頂きます。「出動サービス」に基づく、修理等のサービスは、サービス実施企業と会員間の直接の取引（契約）となります。

注1：出動サービスについては、離島・山間部、その他一部対応できない地域があります。詳しくはお電話で問合せ御願います。

注2：出動サービスは、会員に生じたトラブルの解決・解消・修理完了を保証したものではありません。

例えば、水まわりでも、メーカーのユニットバス等、メーカー独特の仕様の場合は、修理できない場合があります。また瓦修理でも、ハウスメーカーの独特の仕様の瓦など修理できない場合があります。

\* PC ウィルスチェック：Windows フォルダ内のウイルスチェックを無料サポートいたします。



- ・ウイルスが検出された場合の駆除またはリカバリなどの料金は別途頂きます。
- ・無料サポートは1年に1回のご利用とさせていただきます。2回目以降のご利用時には、別途料金をいただきます。

\*\*\* **カギのトラブル**：会員様本人立会いで、かつ本人確認を実施させていただきます。本人確認のできない場合は、修理サービスの提供はできかねます。

【5】 出動サービスの費用

株式会社ライフデポ、またはその委託先企業が行なう、出動サービスの出張基本料金は以下となります。この他に部品代・交通費等の費用は、サービス実施企業またはその委託先から会員に直接請求され、会員はサービス実施企業等に直接お支払い頂きます。価格は全て税抜です。

	時間帯	区分	一般価格	会員価格
基本出張料金	昼 8：00～20：00	カギ・水まわり	¥8,000～	10%OFF～
		ガラスなど	¥6,000～	10%OFF～
		ウイルス診断	¥11,000～	年間1回限り無償で対応、以降は20%OFF
	上記以外	カギ・水まわり	¥11,000～	10%OFF～
		ガラスなど	¥12,000～	10%OFF～
		ウイルス診断	¥15,953～	年間1回限り無償で対応、以降は20%OFF
特別休日料金（正月・お盆） * 上記基本出張料金に加算されます * 期間は乙指定による		ガラス	¥14,477～	10%OFF～
作業料金（30分以内）			実費	10%OFF～
作業料金（30分以上）			実費	実費
特殊作業料金			実費	実費
部品代金			実費	実費

## 別紙2：Toppa!ライフ会員サービスセンター

【1】Toppa!ライフ会員サービスセンター（お問合せ先及び個人情報お問い合わせ窓口）

- 会員サービスの内容に関する、お問い合わせは、以下の会員サービスセンターまたは、「Toppa!ライフ」のウェブサイトアクセスし、お問い合わせ先にメールをお願いします。

お問い合わせ先：Toppa!ライフ会員サービスセンター  
ウェブサイト：[http://www.tp1.jp/mem/memb03\\_life.html](http://www.tp1.jp/mem/memb03_life.html)  
電話番号：0120-713-010（無料）  
受付時間：24時間365日対応

【2】会員サービスにおける個人情報保護管理者  
株式会社ハイホー 個人情報保護責任者 鈴木 武人

【3】当社：  
株式会社ハイホー  
〒171-0021 東京都豊島区西池袋二丁目41番8号

別紙制定：2010年1月31日  
別紙制定：2012年7月1日  
別紙制定：2014年4月1日  
別紙改訂：2017年3月13日  
別紙改訂：2019年6月1日